

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務に係る 企画提案書の募集要領

1 目的

女性活躍推進法の改正により、令和8年4月1日から、常時雇用する労働者数101人以上の企業に対して、男女間賃金差異の公表が義務化された。

本業務は、福井県内に本社または事業所を有する企業（以下「県内企業」という。）が当該制度に円滑かつ適切に対応できるよう、男女間賃金差異の現状および要因を客観的に把握・分析する「見える化」支援を行うとともに、差異の縮小に向けた課題認識の深化および女性活躍推進に向けた企業行動を促進することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務

(2) 業務内容

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託上限額

9,193,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- ③ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- ⑥ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑧ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- ⑨ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- ⑩ 福井県から訴えを提起されていないこと。
- ⑪ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年5月7日（木）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。 ・法人等概要説明書（様式2） ・過去に実施した同種または類似の業務の概要（様式3） ・参加資格誓約書（様式4） ・企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制が分かる書類（企業案内等） ・福井県競争入札参加決定通知書（写） ※申請中である場合は、競争入札参加資格申請書の写し
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年5月14日（木）までに電子メールにより申請者あて通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式5）により、令和8年5月7日（木）12時までに福井県女性活躍課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月14日（木）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年5月21日（木）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	ア 企画提案書（A4判任意） イ 見積書（内訳を含む）（A4判任意）

	※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。
⑤ 提出部数	正本1部、副本6部（紙ベースで提出すること）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務にかかる企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

審査会において、企画提案書による書類審査を実施する。企画提案書の内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

(3) 審査項目

- ① 業務実施体制
- ② 事業理解・基本方針
- ③ 広報・参加企業募集および運営管理
- ④ 講演会・意見交換会の開催方法
- ⑤ 個別訪問支援の実施方法
- ⑥ 結果集約・傾向分析方法
- ⑦ スケジュール
- ⑧ 見積金額・経費

(4) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議の上、その承諾を得ること。

9 その他

- (1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井県 未来創造部 女性活躍課

企業応援グループ（担当：仲橋）

TEL：0776-20-0319

FAX：0776-20-0632

E-mail：joseikatuyaku@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）